事業番号 0006

					尹未甘	7	00	00		
	東日	本大震災復興 (平成23年					(法系	8省)		
事業名	震災に伴う被災者等への心理的支援及び復興支援体制の整備			担当部局庁	矯正局		作成責任者			
事業開始・ 終了(予定) 年度	平成	2 3 年度		担当課室	総務課	ń	総務課長	富山	聡	
会計区分	一般会計			施策名	II-5-(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 II-5-(2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な 処遇の実施					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	少年院法第16条の2第1項 国家公務員法第101条第2項 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第92条			系する計画、 通知等	「復興への提言(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会 議)」、「東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29 日東日本大震災復興対策本部)」					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	少年鑑別所で勤務する心理技官や、矯正施設の医師、刑事施設職員により編成される管区機動警備隊を被災地に派遣することにより、国民や地域社会から理解され、支えられる矯正行政の実現を図る。また、刑務作業を活用し仮設住宅に必要な生活備品を援助することにより、受刑者に社会貢献の意識を持たせ、再犯防止を図る。									
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	① 少年鑑別所で勤務する心理技官を被災地に派遣し、地域住民等への心理相談を実施するとともに、少年鑑別所における一般相談への対応を行う。 ② 管区機動警備隊等を被災地に派遣し、避難所の運営等支援を実施するとともに、矯正施設において原発問題や余震に起因する不測の事態が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、収容環境の整備、移送・収容業務等の応援体制を構築する。 ③ 矯正施設において、児童精神医学の専門的知識を有する医師を被災地に派遣し、児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを行う。 ④ 刑務作業の確保及び同作業を活用した仮設住宅等に必要な生活備品を援助するとともに、受刑者に社会貢献しているとの意識を持たせ、再犯防止を図る。									
実施方法	■直接実施 □業務委託等 □補助			□貸仓	付 □その他					
23年度予算額	当初	第 1 次補正	第2	2 次補正	第3次補正	計				
(単位:百万円)					52		52			
	成果指標	単位 目標値 23年度 (年度)		活動指標	単位	23年度	活動見	 !込	
成果目標 (アウトカム)	①心理相談活動等 ②避難所支援・矯正施設応援等 ③児童精神医学上ケア ④仮設住宅生活備品援助	(1回 1)84 (2回 2)22 (3回 3)44 (4台 4)2.500	※上	活動指標 (アウトプット) ^{及(・)書きは予算措} 景積に係る見込み	①心理相談活動等 ②避難所支援·矯正施設応援等 ③児童精神医学上ケア ④仮設住宅生活備品援助	①回 ②回 ③回 ④台		1)84 2)22 3)44 2,500		
単位当たり コスト	① 69,814(円/回) ② 920,017(円/回) ③ 26,688(円/回)			算出根拠	③(1人×44回×@26,688)/44回					
④ 9,937(円/台)					④仮設住宅生活備品整備(2500台) 24,843,525円/2,500台					
		*	業所管部局	による点検						
項目					内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。					「復興への提言」において、「被災地においては、避難所・仮設住宅等の生活者を中心に、心のケアや健康管理、食事・栄養管理、衛生管理への支援が強く求められている」こと、被災した子どもへの心のケア等の相談援助を長期的視点に立って行う必要があること、これまで地域に居場所を見出せなかった者が、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要であること、「基本的方針」において、「被災した青少年からの心理相談をはじめとする相談体制の充実、心のケアの支援体制の構築」について挙げられている。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					いずれの取組も、被災自治体からの要請を受け、被災地の現状を踏まえて実施されるものである。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との 役割分担、客観的な将来見通しなど)。				ア等につい 活備品の不務省矯正局	現に被災自治体においては、避難所の管理運営、被災者の精神的ケア等について、人材の不足が問題となっており、また、仮設住宅等の生活備品の不足も顕在化しているところ、本事業は、被災自治体から法務省矯正局に対しなされた要請を受け、被災地の実情を踏まえて実施されるものであり、効果的な事業であると言える。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				状を踏まえ また, 仮記 状況等を踏	心理技官、管区機動警備隊及び医師の派遣については、被災地の現 状を踏まえ、最適な人数と派遣形態により実施する。 また、仮設住宅等への生活備品の援助についても、仮設住宅の建設 状況等を踏まえた上で、刑務作業を活用することにより、必要な数量を 低コストで生産する。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。					被災自治体からの要請を受けて、国として実施するものである。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。					いずれの取組も、計画的に行うものである。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。					がなされ次第,各物品等につ D進行管理については,本省 る。					